

令和8年度

まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

空とみどりが人をつないでいくまち

中標津

～住みたいまち 住み続けたいまち～



総務部政策推進課 協働推進係

◎ 意見のあった町内会 10 町内会 （前年 8 町内会）

◎ 各町内会等への回答書

1. 桜ヶ丘町内会 P 1 ～ P 2
2. 西泉町内会 P 3 ～ P 4
3. 東中町内会 P 5 ～ P 7
4. 緑町町内会 P 8 ～ P 11
5. 東町内会 P 12 ～ P 13
6. 中央・北武佐地区会 P 14
7. 北開陽地区会 P 15 ～ P 16
8. 第二俣落・西竹地区連合会 P 17 ～ P 26
9. 豊岡地区会 P 27 ～ P 28
10. 南中地区会 P 29 ～ P 31

令和8年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(桜ヶ丘町内会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
生活課	町の町内会加入率の低い課題として、マンション入居者の加入がほとんどないことも起因すると思います。(桜ヶ丘に限っては1世帯のみ加入)札幌などでは強制的に加入する実態も見られその差が加入率に影響しているものと思います。資源庫の使い方が乱雑なことがしばしば見られ、資源ごみの出し方がわからず無責任に出されているのは、未加入者に少なからずいるとも思われます。(会員にはごみの出し方の資料を毎年配布など啓発しています)そのような状況から、マンション入居者も、町内の一員として町内会に入る手立てを講じてほしいのですが。まずは近隣市町におけるマンション入居者の町内会加入の実態と手立てを把握してほしいと思いますがいかがでしょうか。 (回答) 日頃より町内会活動にご尽力頂いている役員、会員の皆様に大変感謝申し上げます。町内会加入率低下については、少子高齢化や人口減少等、様々な要因がありますが、その中で単身世帯やマンション、公住などの集合住宅、寮、施設などの町内会未加入世帯が多いことも挙げられます。 他の自治体では、街路灯やゴミステーション、除雪などに必要な経費の個人負担金を町内会費に含め、さらにマンションなどでは家賃などと合わせて一括徴収しているところもあるようです。 しかし、住民生活に必要な行政経費を町内会費に含めて徴収し、加入を強制することは、方法によっては法的な問題があります。 札幌市でも近年の大雪による緊急除排雪事業の全額公費負担の実施を契機に、町内会費による個人負担金の徴収を見直す方向性が報道されていました。 現在、全町内会連合会役員会等で、不動産会社やマンションなどの所有者に、入居者の町内会加入について協力依頼をすることで、本人への直接的なアプローチと大家さんなどからの間接的なアプローチの二方向からの対策を実施していくことなど、全町連

	全体の事業の一つとして取り組むことができないか協議し、本年度から各町内会との意見交換を実施することとなっております。 町としましても、全町内会連合会と連携し、地域コミュニティの維持に向けた各町内会への支援を継続して行ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
--	---

令和8年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(西泉町内会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
	1. 地域の課題 冬季登校時における歩道除雪の遅れと児童の安全性確保 当町内会区域の町道において、冬季降雪時の歩道除雪が児童の登校時間に間に合っていない現状があります。 行政からは「通勤や通学の時間までに除雪を終えるよう努力していますが、やむを得ず作業が遅れる場合があることをご理解ください」と周知されていますが、歩道の除雪が未完了のまま登校時間を迎えることがほとんどです。そのため、児童たちはやむを得ず、すでに除雪が済んでいる車道を歩いて通学せざるを得ない極めて危険な状況が常態化しています。 保護者が車で送迎することも選択肢として想定されているかもしれませんが、共働き世帯などで時間的・物理的に送迎が困難な家庭も多く、根本的な解決には至っていません。 2. 分析と意見 市街地全域の歩道除雪は1社に一括委託されており、その業者は車道の除雪も兼ねていると認識しております。一部の地域では登校時間までに歩道除雪が完了している一方で、当地域で遅れが生じている原因は、当該業者内における「除雪ルートの巡回順序」や「人員・重機の配置バランス」にあると考えられます。 車道の除雪が優先される事情は理解できますが、歩道が機能しなければ、児童が車道へはみ出して歩くことになり、かえって重大な交通事故のリスクを高めます。 児童の安全な通学路の確保は、地域の「安心・安全なまちづくり」における最優先事項の一つです。一律の基準ではなく、多くの児童が通学に利用している主たる町道（実質的な通学ルート）については、時間帯を意識した確実な除雪体制の構築が必要であると考えます。 3. 提案（まちづくりに向けた解決策） 本課題を解決し、子供たちが安心して通学できる環境を整える

管理課	ため、以下の２点を提案いたします。 １）通学路の優先除雪路線の指定と業者間の連携・指導徹底 多くの児童が通学に利用している（実質的な通学ルート）主たる町道の歩道について、登校時間をデッドラインとした「優先除雪路線」に指定する等して、委託業者に対して時間内完了の徹底を指導するとともに、遅れが生じそうな場合のバックアップ体制（他業者との連携など）の構築を提案します。 （回答） 通学路については、現在も優先して歩道の除雪等を実施しており登校時間に間に合うよう最大限努めていますが、降雪の時間帯や雪質等に左右され、必ずしも登校時間までに完了できない場合があります。業者間の連携につきましても限られた業者や人員の中で行っており、人員不足によりバックアップ体制を構築するのは難しい状況ではありますが、より効率的な除雪体制の構築に向けて検討してまいります。 ２）除雪完了状況のリアルタイムな情報共有体制の構築 現在の作業進捗や除雪完了の見込みが、学校や町内会（保護者）へ事前に伝わる仕組み（アプリの活用や連絡網の連携など）をご検討ください。事前に状況が把握できれば、町内会での見守り人員の配置や、家庭での安全指導などの対策を地域側でも講じやすくなると思います。
管理課	（回答） 除雪情報のリアルタイムな情報共有についてですが、除雪作業は、降雪状況により必ずしも予定どおり進むものではなく、思うように進まなかったり、急なルート変更をする場合もあります。そのため、町民が誤解を招く可能性もあることから、除雪情報の導入は慎重な検討が必要になります。しかし、リアルタイムな除雪情報の共有は今後の効率的な除雪体制の構築においても重要となるため、今後検討してまいります。

令和8年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(東中町内会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
管理課	【要望1】川沿い通りの「車道」「歩道」に対する「建築限界」の遵守について 過去から中標津町が管理する車道・歩道に町有地から立木の枝、道路街路樹の枝が張り出して危険な状態になっている事を主張してきましたが、近年歩道の街路樹の高木、低木(モンタナマツ)も歩道側・車道側に張り出して歩行者・自転車走行の範囲を狭めております。(特に川沿通が酷い状態) 民有地からの立木が道路敷地に張り出してきた場合も同様に「建築限界」違反として指導されます。 これは「町に伐採や剪定する財源が無いからできない」ではなく、明らかな法令違反です。 今一度、道路法・道路交通法・建築基準法で定められている「建築限界」を確認していただき、現場パトロールを実施し、伐採・剪定の早急な対応をお願いいたします。 ※以上は令和7年度の意見提案です。 ①歩道が街路樹（特にモンタナハイマツ）の張り出しで狭く、自転車と歩行者が交差できない。 ②歩道除雪の障害となり視界の妨げになる。 ③通学する児童生徒が車道側から見えずに危険な状態。(特に交差点・取付道路) ④川沿通側に右左折する車両の視界の妨げになって危険。 ※以上、道路管理（街路樹維持管理）が困難で改善が図れないのなら上記、4点から川沿通りの低木（モンタナ松）をすべて伐採していただきたい。 (回答) 道路の安全な通行を確保するため、車道や歩道に張り出してきた立木の枝や、街路樹については、パトロールを実施して現地状況を確認し、危険箇所の伐採等を検討してまいります。

農林課 管理課	【要望 2】 公営住宅東中団地周辺の立木・雑草の対策について ①東 19 条通（セイコーマートから北 6 丁目通間）の歩道から歩行者が恐怖感（ヒグマ等野生動物）が無くなる幅（約 5 m）で町有地（旧 JR 防風林）立木の伐採・雑草の刈り取りを行ってほしい。 昨年設置して頂いた街路灯も立木の葉が街路灯の光を遮り設置した効果が無い状態です。 ②東中公住向かいの旧国鉄防風林は、雑草が歩道に伸び倒れて歩行者の通行障害になっている。 （回答）①、② 当該箇所につきましては、現地調査を行った結果、直営で現地の立木の伐採や枝払いを実施し雑草についても刈り払いを実施する予定です。
管理課 生活課	【要望 3】 東 21 条通り（シルバースポーツセンター前側溝）の排水補修について 過去から維持補修に努力されている事は十分承知しておりますが、道路側が閉塞し一部排水不能箇所が見受けられます。 道路側溝にはゴミの不法投棄も多く非常に不衛生な状態で、大雨で閉塞した排水管があふれ道路や周辺住宅に影響を及ぼす恐れがあります。 （回答） ご意見をいただきました箇所につきましては、閉塞等を解消し、大雨等で閉塞した排水管があふれることがないように対応いたします。 【要望 4】 町道北 6 丁目通りの段差解消と維持補修について 舗装道路に横断するひび割れの段差と、マンホール周辺の舗装の割れ剥離が原因で騒音や走行車両による振動を引き起こしている。特に周辺家屋への振動が酷くなっており、最近頻繁に発生する地震も判断できないとの苦情もありますので、路線全体の調査

管理課	と川沿通と同様に維持補修計画を示していただきたい。 家屋の振動はパトロールではわかりませんので、聞き取り調査が必要です。 (回答) 町道北6丁目通りの段差等については、現状を確認しながら危険な箇所については、部分的な補修を繰り返している状況にあります。 町道の維持管理は限られた予算の中で整備が追いついていない状況がありますが、緊急度、危険度等により順次実施してまいりますのでご理解をお願いいたします。 【要望5】支援学校・第二ひかり幼稚園に横断する押しボタン式信号機設置について 町道北6丁目通りに、支援学校・第二ひかり幼稚園に横断できる「押しボタン式信号機」を設置していただきたい。
生活課	(回答) 信号機や横断歩道の設置は北海道警察の対応となり、地域の要望を取りまとめ中標津警察署へ要望書を提出しておりますが、今回、要望を頂いた箇所についても要望してまいります。

令和8年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(緑町町内会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
生活課	1. 提出の趣旨 中標津町緑町における住民生活の安全確保と地域コミュニティの維持・発展を目的として、町内会長の立場から現状の課題と改善策を整理したものである。住民から寄せられた声や日常の見守り活動で把握した課題を共有し、行政との協働による解決を図ることを目的とする。 2-1. 地域の主な課題 (1) 通学路の交通安全対策の強化 緑町周辺、特に国道 272 号交差点付近では、歩道・横断歩道の不足、朝夕の交通量増加、子どもや高齢者の横断リスクの増大が見られる。町内会でも見守り活動を行っているが、構造的な安全対策が必要である。 3-1. 改善に向けた提案 (1) 横断歩道の新設・安全対策の早期実施 ・国道 272 号交差点付近への横断歩道新設 ・通学時間帯の安全点検の定期化 ・行政・警察・学校・町内会の協働による交通安全対策の強化 (回答) (1) 横断歩道の新設・安全対策の早期実施 ・国道 272 号交差点付近への横断歩道新設については、かねてより緑町交差点(セブン又は福住～小針土建)南北横断歩道の設置について要望を頂いており、中標津警察署へ要望書を提出していますが、町として継続して要望を行ってまいります。 ・生活課では、交通安全啓発として季節ごとの交通安全運動期間中に、交通安全車走行による街頭啓発を実施しております。緑町周辺はこれまで街頭啓発経路には含まれておりませんでした。交通安全対策強化のため、経路の見直しを検討してまいります。

生活課	2-2. 地域の主な課題 (2) 地域コミュニティの担い手不足 ○課題の背景 全国の町内会加入率は約70%まで低下しているが、ここ中標津町の町内会加入率は30%を切る勢いである。若年層の参加が特に少ない。中標津町内の他の町内会同様、緑町でも役員の高齢化が進み担い手不足が顕著である。町全体では、65歳以上人口が約30%、単身高齢者世帯の増加、共働き世帯の増加など、地域コミュニティの維持が難しくなる条件が揃っている。 ○現状の問題 緑町では、行事運営の縮小、防災訓練の実施困難、高齢者見守りの負担集中、情報発信の負担増などが生じている。住民からは「地域のつながりが弱く不安」「災害時の支援が心配」との声が寄せられている。放置した場合のリスクとして、災害時の初動遅れ、高齢者の孤立と福祉コスト増、地域行事の消滅、子育て世帯の定住意欲低下、反対に行政が得られるメリットとしては、防災力向上（避難支援・情報伝達の迅速化）、福祉コスト抑制（地域の見守り機能維持）、地域力向上（若年層の参加促進）、行政負担軽減（地域の自律的運営）が考えられる。 3-2. 改善に向けた提案 (2) 地域コミュニティ維持のための支援制度の検討 ・町内会活動のデジタル化支援 ・若い世代が参加しやすい仕組みづくり ・地域ボランティア制度の整備 (回答) (2) 地域コミュニティ維持のための支援制度の検討 日頃より町内会活動にご尽力頂いている役員、会員の皆様に大変感謝申し上げます。町内会加入率低下については、ご意見のとおり少子高齢化、共働き世帯増による担い手不足が一因となっていると認識しています。 このような中、現在、全町内会連合会において町内会加入手続きをサポートするアプリ開発や各町内会活動の紹介等の「デジタル化」に向けた検討が進められており、町としましても、全町内会連合会と連携し、地域コミュニティの維持に向けた各町内会への支援を継続して行ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
-----	---

学校教育課 子育て支援 課	たします。 2-3. 地域の主な課題 (3) 子どもの居場所・学びの多様性の不足 ○課題の背景 全国の不登校児童生徒数は約 30 万人と過去最多で、中標津町でも同様の傾向が見られる。地方では、子どもが安心して過ごせる場の不足、保護者の相談先不足、学校が多忙化による個別対応の困難、といった構造的課題がある。 ○現状の問題 緑町では、家庭以外の安心できる居場所が少なく、保護者が悩みを抱え込みやすい。子どもの孤立や学習遅れが長期化しやすい状況にある。保護者からは「相談先が少ない」「安心して行ける場所が必要」との声が寄せられている。 放置した場合のリスクとして、不登校の長期化、自己肯定感の低下、家庭の負担増、子育て世帯の流出が考えられ、行政が得られるメリットとしては、教育力向上（学校外支援の充実）、子育て支援強化（相談体制の整備）、定住促進（子育てしやすい環境づくり）、地域活性化（民間団体との協働強化）などが考えられる。 3-3. 改善に向けた提案 (3) 子どもの居場所づくりへの支援 民間団体と行政が連携し、 ・学習支援 ・心理的な安心の提供 ・保護者支援を一体的に行う体制の構築を提案する。 (回答) この度は、子どもの居場所づくり等に関するご要望・ご提言をお寄せいただき、ありがとうございます。 本町におきましても、不登校児童生徒への支援は重要な課題であると認識しており、教育相談センターにおける学習支援や教育相談など、一人ひとりの状況やペースに応じた段階的な復帰・自立支援に取り組んでおります。また、学校現場で切れ目のない支援が行えるよう、校内教育支援センターの設置拡大に向けた検討を進めるな
------------------------------	---

	ど、学校内外における支援体制の整備に努めております。 また、学校運営協議会の取組を通じて、学校、家庭、地域が課題や目標を共有し、連携して子どもたちの成長を支えていく体制づくりも進めております。 一方で、子どもや保護者の状況は多様であり、地域における安心できる居場所や相談の場の必要性を認識しており、児童センターや児童館がその拠点の一つとして役割を担い、乳児期の親子から中高生まで、子どもたちがひとりでも安心して過ごし、「来てよかった！」と思えるような運営を心がけております。貴会員の皆様へぜひ周知いただきたくお願いいたします。 また、本年10月に開設を予定しております「こども家庭センター」は、妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援する相談窓口として、妊産婦や乳幼児の健康、家庭の困りごと等について専門職が聞き取り、既存のサービスや地域資源を組み合わせたサポートプランを作成し支援してまいります。 そのような中で、民間団体等による自主的な活動は、子どもや保護者を支えるうえで意義のあるものと考えております。こども家庭センターでは支援が必要な家庭を早期に把握し、支援につなげていくためには、民間団体を含む多様な関係機関と日常的な連携体制を構築することが重要であると考えております。 今後も、行政が担う役割と民間団体等に期待される役割の整理を含め、既存の支援施策と地域連携のあり方について検討してまいりたいと考えております。
--	--

令和8年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(東町内会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
生活課	①地域（町内会）人口の減少と高齢化 人口減少により町内会存続の危機 ③地域内で交流する場が減少 子供から高齢者まで交流する機会も減少しており、地域への愛着も薄れてきているのでは？ また、新たな転入者との交流する機会も見い出せず町内会への加入推進も困難な状況が続いているのでは？ (回答) ①、③ 少子高齢化や転入・転出の多い本町の地域特性により、交流機会の減、町内会加入促進の難しさがあるものと考えております。 このような中、現在、全町内会連合会において町内会加入手続きをサポートするアプリ開発や各町内会活動の紹介等の「デジタル化」に向けた検討が進められており、町としましても、全町内会連合会と連携し、地域コミュニティの維持に向けた各町内会への支援を継続して行ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
都市住宅課	②空き家、空き地対策の継続実施 防犯上や景観の問題 (回答) 本町におきましては、令和5年3月に策定された中標津町空家等対策計画に基づき、空き家通信の発行や住まい版エンディングノート等による空家発生予防啓発、空家等利活用促進事業補助金等による利活用の促進、空家所有者に対する適切な管理に係るアプローチ対応など、空家等の対策に取り組んでいるところでございます。 適切に管理されない空家等による防犯上や景観の問題は本町においても懸念されるところであり、実際に本町より所有者等に適

	切な管理等に係るアプローチをしている事案もございます。 原則として所有者等、管理責任のある方々自身で解決していただかなければならない問題ではございますが、本町としても解決につながるよう、空家等の対策について引き続き取り組んでまいります。
--	--

令和8年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(中央・北武佐地区会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
建設課	8線の側溝、重機でなぎ倒した。木を片付けてほしい。 又は、片付けるように指導を。 以上、お願いします。 (回答) 当該道路は、町で管理する町道や農道ではなく号線敷地（赤道）という位置付けとなっております。 号線敷地は隣接する土地使用者等が通行しても何ら問題はありませんが、町では号線敷地に対し通路としての維持管理は行っておりません。 従いまして、木を倒し通行等に支障を及ぼした方に片付けて頂くこととなりますが、木を倒した方が不明の場合は使用される方において撤去願うこととなりますのでご理解願います。

令和8年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(北開陽地区会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
経済振興課	明治乳業の計根別への誘致スゴイと思います。横をとおるたび、建物が大きくなっているように感じます。計根別にいい影響があると思います。 私の自宅の目の前にある格子状防風林は、世界中のどこにもないものなので、是非世界遺産に申請して下さい。ダメもとで！グーグルアースで世界中見ましたが、格子状防風林の幾何学模様ははっきり確認でき、<u>地球上で一番印象的で美しい景観でした。</u> せまい日本にこんなにも雄大無比な景観があるのかと驚きました。ココ根釧台地の格子状防風林より、きれいな所はありません。欲目なしに！ 是非、西村町長の最後の仕事（笑）として、格子状防風林を世界自然遺産と文化遺産の複合遺産として、登録申請をお願いします。 JTBよりは景観を見る目は、あるつもりです。 私も先は、長くないので、この5年以内に登録して下さい。よろしくお願いします。 (回答) 計根別地区への民間企業による設備投資については、雇用の創出、地域経済への循環などの面で波及効果が見込まれることから、地域の動向を注視しつつ、関係機関と連携して地域経済の活性化につながるよう取り組んでまいります。 格子状防風林については、農業の営みの中で形成されてきた景観であり、本町に限らず当地域の魅力の一つであると認識しております。一方で、世界遺産への登録は、自治体単独の判断で直ちに申請できるものではなく、国の暫定一覧表への記載をはじめ、価値の整理、保全と管理の体制、学術的根拠の積み上げなど、段階を踏んだ長期的な検討が必要となります。加えて、対象が農地や林帯など生活や生産と深く結びつくものである場合、関係する地権者や事業者、地域住民の理解と合意、将来にわたる保全の在

	り方を丁寧に整理することが不可欠です。 本町としては、5年以内の登録申請や国への要望などは現時点では計画になく、また、行政主導ではなく地域の機運の高まりなどを踏まえ検討していくものと考えており、地域の誇りとなる景観資源を「守り、育て、次世代へ伝える」ために、引き続き、景観の魅力発信や学習機会の創出、観光交流へ活用したいと考えております。
--	---

令和8年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(第二俣落・西竹地区連合会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
農林課	《継続事案》 要望① 有害鳥獣の駆除 カラス・野犬・キツネ・鶴・鹿・熊等が集まる為に、家畜が危険にさらされ、また、草を食い荒らし、生産物に大きな損害を出している為。 糞をして歩く為、衛生面でも問題がある。 近年、野犬が増加しています。また、春熊の出没が頻繁になってきており、何か事故が起こってからでは遅いので、出没した時点でハンターによる駆除・パトロールの強化や、人材育成など、町としてどのような対応を考えているのか。 鶴の被害も多発しております。天然記念物の為駆除はできませんが、天然記念物がもたらす損害に対しての保障を道及び国に要請していただきたい。 キツネに対する報奨金を、鹿と同様に出してほしい。 鹿等駆除を積極的に行っていただいておりますが、現状では鹿等の増頭に追いついておらず、被害が年々拡大しています。場所によっては100頭ほどの群れが生息しているなど、今まで以上の対策を講じてほしい。 ※特に1番草収穫作業後の対応をお願いしたい。 (回答) カラス・キツネ・エゾシカは鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会に協力いただき、鳥獣被害対策実施隊を設置し駆除対応しております。 カラス・キツネにつきましては、年間を通じ駆除対象として対応しており、定期的に猟友会による駆除を実施しております。町でもキツネ用の檻罠を貸出しておりますのでご相談下さい。さらに農協を窓口として猟友会にて駆除も行っておりますので、ご相談をお願いします。 野犬については、主に檻罠で捕獲を行っています。連絡をいただければ設置しに伺いますのでご相談ください。

	野犬が人家や牛舎の近くに頻繁に出没する場合、飼い犬や餌に誘引されている事例も見受けられます、この場合繁殖し増える危険性がありますので、飼い犬に対し避妊手術や、ケージなどにより直接触れないように飼育管理を行っていただきますようお願いいたします。 ヒグマの出没に関しましては、目撃情報があれば、猟友会と連携しパトロールを行っています。ヒグマの姿や痕跡を目撃しましたら、町、警察、農協のいずれかに連絡いただければ対応いたしますのでよろしくお願いします。 また、畑の野菜等に被害を出すようなヒグマにつきましては檻罠を設置しますので連絡いただきますようお願いいたします。 これらの野生鳥獣は過ごしやすい環境を求め、畜舎や堆肥舎にも侵入することがあります。自衛策として餌となる生ゴミや飼料等の管理について配慮をお願いします。また、病原菌の媒体ともなりうるので農場内の衛生管理にもご留意願います。 人材育成につきましては、北海道による春期捕獲事業を活用しベテランのハンターから春熊駆除に関する技術指導を得られる場を設けたり、ヒグマの狩猟についてのハンター講習会を開催する予定となっており、春熊の駆除について実施したいと考えております。 また、新規の狩猟免許取得希望者を対象とした補助金制度を設立し、狩猟免許取得者の増を図っております。 鶴につきましては、保護鳥獣として捕獲が禁じられており、特に丹頂鶴は道東にのみ生息する特別天然記念物として保護されているため、駆除の対象になっておりませんが、殺傷を伴わない追い払いにつきましては可能ですので、道具などを使用し追い払いをしたり、牛舎に侵入しないようにテグスや防鳥ネット等を設置するなどの自防対策をお願いします。なお対策例として環境省の北海道地方環境事務所のホームページにリーフレットがありますので参考にしていただけたいと思います。 鶴による農業被害の補償につきましては、道や国に対し問い合わせをしたところ現状補償に関する決まり等はないとの事ですが、追い払いや自防策の方法などについては、環境省釧路自然環境事務所で相談に乗っていただけますので、お問い合わせいただきますようお願いいたします。 現在、キツネの駆除に対する報償金はございません。
--	---

管理課	農家から依頼があった場合、農協に対し駆除の許可を出しており猟友会のハンターを通じ駆除を行っています。 また、平成 29 年 4 月より農業者自身による事業敷地内での「箱罟を使用した鳥獣捕獲」について、狩猟免許が無くても許可を受けることができるようになっていきます。 今後においては、農協や猟友会と連携しキツネによる被害状況の実態把握に努め、有効な方法や対策を検討してまいります。 エゾシカにつきましては、町による有害駆除は狩猟期が始まる前の 5 月～10 月中旬までの約 6 ヶ月間を期間として銃器やくくり罟を使用し駆除しております。 この間につきましては各駆除隊員の判断で町内全域にて駆除を行っていますので、エゾシカが集まるようなエリアがありましたら農林課自然環境係へ連絡願います。猟友会の実施隊員に対応して頂くよう相談いたします。 また、令和 6 年度に策定した計画に基づき年間捕獲（駆除）頭数 1,200 頭を目標に駆除の促進を図っております。 要望② 側溝・排水溝・排水管の掃除・排水溝の設置・管理の徹底 近年の集中豪雨により側溝や排水溝の詰まり等により、水の氾濫、畑の水没及び泥水等が流入し牧草等の生産物に影響が出る為。 (回答) 排水路などの道路附属施設の維持管理については、各地域から要望が多く寄せられているため、危険性や緊急度の高い箇所から順に対応してまいりますので、ご理解願います。 また、農業生産活動を安全に行うためには、道路の適切な維持管理が不可欠であるため、関係部署や関係団体と連携を図ってまいりますので、ご理解願います。 要望③ 農道・町道・道道の雑木の除去及び路肩の草刈り 見通しの確保と停電や道路の冠水の被害を無くす為。 観光道路にもなっているので、景観を守ってほしい。(フェンスの下やポール周り等。)
------------	--

管理課	(回答) 郊外町道の草刈りは、年 2 回実施していますが、予算や作業体制等により、回数を増やすことは難しい状況にありますので、ご理解願います。 雑木の除去については、現地状況を確認し、通行に支障がある場合は伐採や枝払い等の対応を検討します。 道道については、道路管理者である釧路建設部中標津出張所に対し、要望が届いていることをお伝えします。 <u>北村牧場と藤井牧場間の学校林（以前やってもらったところ）の倒木により停電が発生したため改めて伐採をお願いしたい。</u>
農林課	(回答) 令和 8 年度中に当該防風保安林の伐採を予定しております。 また、令和 10 年度まで再造林（人工造林）を行います。 なお、これらの施業は森林法に基づき実施し、保安林の施業制限により電線近くの木が一部残存する予定となっておりますが、電気事業者と協議を行い、早急な伐採対応に努めます。 〈防風保安林の指定施業要件〉 ・ 20m 以上の林帯幅を残存させなければならない ・ 皆伐後 2 年以内に人工造林 要望④ 農道の整備、待避場の整備、砂利道路の砂利補給及び整地と草刈り 大雨の後等、道路整備をしていただいておりますが、道路を削った整備が多い為、道路が掘れて、農地への取り付け道路に段差が生じている。 排水溝等がむき出しとなっており、パンクなどの危険性がある為。 待避場が侵食され、分かりづらくなっている為。待避場周辺の草刈りをしてほしい。 路肩が崩れている所が何箇所もあり、危険を伴うので、早急な対応をしてほしい。

管理課	近年の大雨により、道路が流される。また、時期が収穫時期と重なることが多く、早急な砂利補給、道路整備が必要な為。 (回答) 道路及び道路付属施設の維持補修については、各地域から要望が多く寄せられているため、現地状況を確認し、危険性や緊急度の高い箇所から順に対応してまいりますので、ご理解願います。 要望⑤ 道の駅について 再度要望。町のアピールも兼ねてスペースを有効活用できないか、町の加工品や野菜も売れて、雇用の促進に繋がるのではないかと検討願いたい。
政策推進課 経済振興課	(回答) 道の駅の設置検討につきましては、地域産業の活性化など様々な効果が期待される一方で、冬期の集客や維持管理、持続可能な運営形態の確立などの課題があり、慎重に検討を進めるべきものであると考えております。 町としましては、人口減少社会において本町の強みである「人が集まる拠点性」を最大限に引き出す施設の在り方について検討すべく、令和7年12月に議決されました「第7期中標津町総合計画後期基本計画」において「中標津町の拠点性を高める複合型交流施設の整備検討」を町の主要施策として位置付けたところであり、この中で「道の駅的機能」についても検討を進めることとしています。 加えて、令和8年度より、包括連携協定を結んでおります小樽商科大学と連携し、本町の持つ地理的・経済的な「拠点性」を将来に向け更に高めるために必要な「道の駅的機能を有した複合施設」の在り方について情報収集・分析、経済波及効果等の調査をスタートしています。 周辺の観光地と連動した関係人口・交流人口の拡大や地域活性化を目指し、引き続き将来構想の土台作りを進めてまいりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

管理課	要望⑥ 舗装道路の修復工事と路肩の修復 全体的に舗装道路の路肩のでこぼこを修復してほしい。 ・浄水場の特選の路肩の修復／渡辺さんから山口さんまでのボコボコの道の修復※道道 ・佐伯牧場から浅井牧場までの道道の歩道の補修整備を町からも要望してほしい。※道道 ・拓友館から竹下牧場の間の道路段差の修復。 (回答) 上から2つ目までにつきましては道道となりますので、道道については、道路管理者である釧路建設管理部中標津出張所に対し、要望が届いていることをお伝えします。 拓友館から竹下牧場の間の道路段差については、段差の解消に向け対応を検討してまいります。
生活課	要望⑦ 防犯対策及び巡回パトロールの強化 再度要望。ゴミの不法投棄が目立つ。 ゴミの不法投棄・燃料泥棒・リサイクル業者を名乗る外国人グループへのパトロール及び防犯対策強化をしてほしい。農家が搾乳など作業をしている朝・夕の時間帯にパトロールしてほしい。 勝手に敷地内の私物を持ち出す被害が発生している。 (回答) 不法投棄に係る対応については、町としても「ごみゼロの日」清掃奉仕活動や、過去に不法投棄があった箇所などへの定期巡回を行っていますが、不法投棄自体は後を絶たず、対応には苦慮しているところです。 不法投棄は「犯罪」です。町としても、引き続き毅然とした対応を行ってまいりますので、不法投棄を発見した場合、情報提供をお願いいたします。 防犯パトロールについて、警察への協力依頼が必要と考えられます。窃盗被害についても、中標津警察署に被害届を出すことにより、巡回の強化等の対応をしてもらうことも必要と思われます。窃盗事件の発生状況について、町では把握することが難しいため、発生した際は場所等の情報提供のご協力をお願いいたします。

管理課	要望⑧ 車線指示灯の設置 町道・道道に設置してほしい。 近年、市街地から農家へ通勤する牧場スタッフが多く、通勤及び帰宅時の安全確保の為設置を希望します。 (回答) 限られた予算の中での道路の維持管理となっており、優先順位からすると、車線指示灯の設置は難しい状況にありますので、ご理解願います。 道道については、道路管理者である釧路建設管理部中標津出張所に対し、要望が届いていることをお伝えします。
農林課 管理課	要望⑨ 畑への道路に「関係者以外立入禁止」の看板設置 山菜取りなどで立ち入られると、作業に支障が出るため設置してほしい。 (回答) 町道等の公道は、原則として一般交通の用に供されるものであり、特定の者以外の通行・立入りを一律に禁止する表示（いわゆる「関係者以外通行禁止」「車両通行止め」等の規制標識）を設置するには、法令に基づく交通規制の手続が必要となります。 このため、公道上に「関係者以外立入（通行）禁止」という趣旨で、法的拘束力を伴う規制標識を町が単独で設置することはできません。また、交通規制は主として「交通の安全・円滑」を目的とするものであり、山菜採り等による作業支障（無断立入り対策）を理由として、直ちに通行禁止規制が認められるか否かは個別の判断となり時間を要します。 しかしながら、看板が公道（道路敷地）にはみ出さないこと、また視認性確保のための工作物等が通行の安全を阻害しないことにご留意いただくことにより、私有地入口（畑内）に法的規制を伴わない範囲で注意喚起看板の設置をすることは可能と考えます。 その際は、土地所有者（管理者）が看板設置することとなり個別の対応となりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

生活課	要望⑩ 拓友館のセキュリティー修繕 昨年からセキュリティーが故障している為、早急な修繕をお願いします。 (回答) セキュリティー設備の故障により、会館利用にご不便をおかけしていることをお詫び申し上げます。 設備修繕につきましては、予算の都合により、今年度中の実施は難しい状況ですが、次年度に向け対応を検討しており、ご理解を賜りますようお願いいたします。 《新規事案》 要望① 町営バスについて 農業高校へ通学利用出来る様路線の見直し（保落線・養老牛線）
生活課 農業高校	(回答) 町営バス路線については、町内バス路線全体の効率化及び利便性向上のため、令和7年10月より路線再編を行っております。 路線再編前は俣落線－養老牛線間で時刻を合わせ、乗継を可能とすることにより俣落から農業高校へ通学できる路線となっております。 しかしながら、再編後の俣落線は朝と夕方に俣落地域を、日中は市街地を運行する路線となり、ダイヤ調整による乗継確保を検討しましたが、これまでのような養老牛線とダイヤを合わせた運行は難しい状況です。 再編後の俣落線では交通センター（バスターミナル）から阿寒バス路線（標津西春別線）への乗換えにより農業高校への通学を可能としており、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。 （再編後の乗り換え行程例） ・往 路 新生 ⇒ 交通センターで阿寒バス路線に乗換 ⇒ 農業高校 （6：33 発） （7：23 着）・（7：30 発） （7：53 着） ・復 路 農業高校 ⇒ 交通センターで俣落線に乗換 ⇒ 新生 （15：50 発） （16：18 着）・（16：30 発） （16：51 着）

総務課 生活課	要望② 避難場所の通信環境の改善 拓友館が避難場所になっているが電波状況が悪く WiFi の整備をお願いしたい。 (回答) 避難所における通信手段の確保は、災害対応上重要であると認識しております。 一般に、施設内で安定した WiFi 環境を構築する方法としては固定回線（光回線等）の利用が有効であります。一方で、災害時には倒木や電柱被害、土砂災害等により通信回線が断線するなど、固定回線を含む既存の通信インフラが利用できなくなる場合があります。このため、避難所開設時に「いざという時に確実に通信を確保する」観点からは、被災状況に左右されにくい手段を確保しておくことが重要であると考えております。 携帯電話網については、今年 4 月より災害時に一部の事業者の設備が利用できない場合であっても、他事業者のネットワークを利用できるようにする「非常時事業者間ローミング」の運用が進められております。これにより、皆様がお持ちの携帯電話の通信が回復する可能性が高まることが期待されます。 このほか、近年は衛星通信（例：衛星ブロードバンドインターネット）も有効な手段となっております。衛星通信は、地上インフラの被災状況の影響を受けにくく、避難所におけるインターネット接続の確保に有効であります。 町としましては、大規模災害等により通信インフラが被災した状況下で避難所が開設される場合には、衛星通信機器（例：Starlink）による衛星ブロードバンドインターネットの活用を含め、非常時の通信確保策（設置可能な場合には、避難所運営に必要な範囲で WiFi 環境としての提供を含みます）を講じる考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。 要望③ 交通安全の注意喚起について 道道 150 線旧北進台付近は見通しが悪いにも関わらず追い越し車輦が多く、危ないので注意喚起の看板や交差点へミラーの設置をお願いしたい。
--------------------	--

生活課	(回答) 道道へのミラー、看板等の設置要望となりますので、道路管理者である北海道へ要望してまいります。 具体的な箇所につきましては、毎年、生活課において町内の信号機や横断歩道等の設置要望を取りまとめておりますので、その際にご要望くださいますようお願いいたします。
政策推進課 管理課	要望④ 道路渋滞緩和について 東武サウスヒルズ付近の渋滞が状態化しているので2車線化等解消に向けお願いしたい。 (回答) 国道については、道路管理者である北海道開発局釧路開発建設部中標津道路事務所に対しまして、ご要望が届いていることをお伝えします。

令和8年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(豊岡地区会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
建設課	・舗装になっていない牛乳の集荷道路の舗装化 (岡部さん前、佐藤さん前、GOODFARM 前、小川さん前、武田さん前) (回答) 中標津町の道路整備は、道路整備5箇年計画に基づき進めていますが、これまでの状況は、物価高騰や社会情勢により工事の進捗率が4割程度に留まっているため、郊外地の要望路線につきましては現在のところ新規路線の着手は難しく、既に着手している路線の早期完成を目指し整備を進めているところです。 豊岡地区におきましては、現在、当幌35線道路の整備を進めているところであり、今後も早期完成に向け整備を進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。
管理課	・6号道路(金刺からGOODFARM)の亀裂、陥没の修復 (回答) 舗装の亀裂や陥没の修繕につきましては、危険性や緊急性の高い箇所から随時対応してまいりますので、ご理解願います。
管理課	・地区全体的に、町道の砂利道の砂利を補充 (回答) 郊外の町道における砂利道への砂利補充については、各地域から多く要望が寄せられていますが、砂利道は延長も長く全ての箇所に砂利補充を行うことは難しいため、現地状況を確認し優先順位を決定した上で、部分的ではありますが、年2回定期的に砂利の補充を実施していますのでご理解願います。

管理課	・地区全体的に、グレーダーを頻繁にかけてほしい (回答) グレーダー等による砂利道の整備については、天候や牧草の採草時期にも影響を受け、町内の砂利道をすべて実施するにも相当の日数がかかることから、頻繁にかけるということは難しい状況であるためご理解願います。 現在も日常のグレーダー作業とは別に砂利道の傷み具合によっては緊急的に実施することもございますので、現地の状況により都度対応については検討したいと考えておりますのでご理解願います。
管理課	・道路側溝の雑木の伐採（金刺さん、岡部さん付近の電線に接触している） (回答) 道路管理者では、感電の危険もあることから電線に影響する樹木の伐採や枝払いは危険性を判断した上で、必要であれば電線を所有する管理者が行っています。 電線に影響していない、通行に支障のある雑木については直営で実施しますが、電線が接触しているような雑木については、電線の管理者が行うため、役場より管理者へ情報提供を行います。
生活課	・会館前の駐車場の砂利がなくなり水がたまってしまう。 (毎日お昼頃町内の運送、建築家のダンプが止まっているため) (回答) 日頃より会館敷地の維持管理にご尽力を頂き大変感謝申し上げます。 会館敷地への砂利等については、生活課において予算計上し対応しておりますが、予算額に限りがありますことから、現地確認の上、次年度予算での対応を検討してまいります。

令和8年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(南中地区会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
学校教育課	・スクールバスについて 南中地区のスクールバスの運行を、南中会館を基点とする運行をしておりますが、30 線（協和線）を走るバスに乗ることを可能になりませんか。 （回答） スクールバスは、学校の統廃合により閉校した学校区に居住する児童生徒の通学手段を確保することを目的として運行しているものですが、南中地区については、特例的に利用対象として運行しております。 現在、町ではバス会社 1 社、ハイヤー会社 2 社の計 3 社に運行を委託し、登校便の利用人数に応じてバスとハイヤーに区分し、町内全体で 13 路線を運行しております。南中会館付近を経由する路線は、「第 2 当幌・豊岡線」と「協和線」がございます。 これらの路線は、地域ごとの児童生徒数の推移、各事業者が保有する車両の定員、運行時間、安全面などを総合的に考慮し、安全で効率的な運行となるよう設定しております。 また、運行路線や経路については、スクールバス利用児童生徒の保護者、在籍学校長、運行事業者で構成する「スクールバス運営協議会」において、次年度の運行内容を確認した上で決定しております。 今後も、路線の見直しについては、安全で効率的な運行を基本に検討してまいります。現在の路線数は、運行事業者の人員体制や保有車両の状況からみても限られた条件の中での運行となっており、個々の事情すべてに対応することは困難な場合もありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。 ・児童館について 現在児童館は、原則 3 年生まで通所可能となっておりますが、児童館から遠く離れた 4 年生以上も一旦帰宅せず通所出来る様に

子育て支援課	なりませんか！ (回答) この度は、児童館の利用方法についてご意見をお寄せいただきありがとうございます。 児童館の利用は、就労等により放課後に保護者が家庭にいない留守家庭の小学３年生までを対象とする「児童クラブ」と、下校後に一旦帰宅してから利用する「自由来館」に区分しております。小学４年生以上につきましては、放課後の活動内容を自ら選択し過ごすことも健全育成につながるとの考えから、「自由来館」としてご利用いただいています。 ご指摘のとおりご自宅が児童館から遠く、帰宅後に利用しづらいご家庭があることは、子どもの居場所であり遊びの拠点である児童館の役割からみても課題であると認識しております。一方で、児童クラブの受入学年を引き上げた場合、登録児童数が受入定員を上回り、待機児童の発生が懸念されます。また、学校の登下校については、安全管理や緊急時の対応等の観点から、定められた通学路を通ることとされており、下校後に帰宅せず児童館を利用する運用とするには、関係機関との調整を含め課題が多いことから、現時点での見直しは難しい状況です。 いただいたご意見を踏まえ、利用実態や課題を整理しながら、子どもたちの安全確保と居場所づくりの両立に向け、今後も継続して検討してまいります。
建設課	・南３号道路の舗装について、 南中地区の南３号道路特に２８線から３０線までの間を建設業者等々の交通があり、又冬場の、雪の除雪の困難さがあります。 近いうちの工事を望みます。 (回答) 中標津町の道路整備は、道路整備５箇年計画に基づき進めていますが、これまでの状況は、物価高騰や社会情勢により工事の進捗率が４割程度に留まっているため、郊外地の要望路線につきましては現在のところ新規路線の着手は難しく、既に着手している路線の早期完成を目指し整備を進めているところです。

	現在、南部連合会として要望されている、当幌 35 線道路の整備を進めているところであり、今後も早期完成に向け整備を進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。
--	---